

第三十四回国会 科学技術振興対策特別委員会議録 第六号

昭和三十五年三月四日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 村瀬 宣親君

理事 西村 英一君 理事 平野 三郎君

理事 保科 四郎君 理事 前田 正男君

理事 岡 良一君 理事 北條 秀一君

理事 小川 久雄君 理事 橋本 正之君

理事 細田 義安君 理事 石川 次夫君

理事 石野 久男君 理事 大原 亨君

理事 内海 清君

出席國務大臣

國務 大臣 中曾根 康弘君

出席政府委員

總理府事務官 原田 久君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 佐々木 義武君

官官房長 佐々木 義武君

る法律案(内閣提出第一四号)

○村瀬委員長 これより会議を開きます。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、本案に関し、各国における原子力の安全審査について政府よりその説明を聴取することといたします。

藤波説明員。

○藤波説明員 原子力規制課長の藤波でございます。御指名によりまして、各国における原子力安全審査の組織、やり方等について御説明するわけでございますが、御承知のように、大部分の先進諸国では、原子力の利用が軍事目的よりスタートいたしましたこともありまして、原子力の開発は、主として国が直接行なわれてきた。従いまして、その開発の当事者自身の手によって、その責任によって行なわれてきたのが大部分でございます。従いまして、一般に原子力の規制をするという立場からの組織なり態勢というものは、必ずしも整っていないところが多いでございます。その意味におきまして、われわれの参考になるものは比較的少ないのでございますが、アメリカにおきましては、御承知のように一九五四年の原子力法の改正によりまして、民間企業に対しても大幅に原子力の開発を許すという方針をとられました。

てから、原子力の規制に対する態勢も整備されてきておるので、非常に参考になると考えております。従いまして、本日は主として米国における原子力の許可制度を中心いたしました御説明を申し上げたいと存じます。お手元にお配りいたしました資料は、本日御説明を申し上げるための便宜としてまとめましたものでございまして、御参考になさる御聴取願いたいと思っております。

とを認めて、これを許可したものはAECであるという意味において、AECが十分責任を持つ、こういう意味のことを、この法律にはっきり示しておるわけでございます。

それで、現在、炉を設置する場合に、AECがどういふ許可手続を踏んでおるかということが、資料の八ページの第二章のところに載っているわけでございますが、まず、許可の手続を大きく分けると、最初に建設認可、コンストラクション・パーミットと称しておりますが、最初に原子炉を設置したいというもののから申請書が出て参りました。その申請書を審査した結果、おおむね建設を進めてよかろうという判断がついたときに建設許可というところで指導いたしました。しかる後に建設に入っていく。建設に入っていくと、建設に要する間に、逐次残された問題の追加説明をさせ、追加審査をしていって、建設が終った段階で、また、あらためて最終的な安全審査を行なった上にライセンス・フォア・オペレーションと称しておりますが、運転許可を与える。こういふ二段階の手続を踏んでおるわけでございます。これらの審査をやりますところは、AECに許可規制部というのがございます。デビジョン・オブ・ライセンス・アンド・レギュレーションと申しておりますが、許可規制部において行なっております。この許可規制部が審査を行ないますにつきましては、関係のデビジョン、たとえば、経理能

力については財政、燃料については燃料関係、あるいは原子炉開発部等々と協議してその助言を受けることのほか、その災害報告書の審査を行なうにあたります。諸閣下委員会であります原子炉安全諮問委員会、アドバイザー・コミティ・オン・リアクター・セーフガーズに諮問をいたしてその助言を受けております。ただし、これはあとで述べますように、すべての炉について諮問しているわけではございませんで、必要がある場合ということになっております。具体的には、大きな発電炉とか、試験炉とか、あるいは新しく開発されたタイプの炉に限られておるのであります。そういうステッブを踏んでおります。なお、資料の公開という意味で、申請書の中からシークレットの部分等を除きましたものをAECの資料公開室に展示をするというところ、それからさらに、処分をする前に公聴会を開く、これもやはり発電炉等についてであります。公聴会を開くというより手続を踏んでおります。そういういたしまして、それらの助言等を入れて、許可規制部におきまして、資料がまとまりましたものを事務局長あてに提出をいたしました。小さな炉につきましては事務局長に権限が委譲されておるようでございますが、大きな炉、発電炉のすべて、あるいは研究炉の大きなものにつきましては、最高の原子力委員会まで上げまして、そこで最終決定をした上で第一段階の建設許可というものがおる、こ

三月二日
原子力発電の安全対策強化に関する陳情書(日立市議会議長井上清二)(第三〇一号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
原子力委員会設置法の一部を改正す

ういうことになっております。

その次が、十一ページから書いてございまして許可という段階でございまして、建設許可を受けまして申請者が、建設に入ってから後に、さらに新しい情報を次々とAECに提出してくるわけでありまして。と申しますのは、最初に申し上げましたように、建設許可を出す段階ですべてのポイントを究明し尽くし得ない。それを待つておりますと、開発する途上にあります原子力の現段階から考えると、時期がいたずらに長くかかるということから、一度建設してから後に、建設終了までに解決し得ると考えられるような問題であれば、あと回しにして、あとから資料を提出させてそれを説明していく、こういう立場をとっております関係上、そういう工合にして新たな資料が出て参りましたら、最後に、それを最終災害総合報告書、ファイナル・ハザード・サマリー・レポートという形にまとめましてAECに提出する。それをさらにAECの技術スタッフが検討をいたすわけでございます。この場合も、必要があれば、先ほどの安全諮問委員会に諮るといふことをやっておりますのでございまして。その段階になりますと、規制部と並列に置かれております検査部というのがございます。その検査部というのがございまして、その結果を規制部に助言をする、こういう建前になっております。それらを合わせて、最後に規制部の技術スタッフがスタッフ・ペーパーを作成いたしまして、それをつけまして、事務総長を連じ原子力委員会に報告する、そこで最終的な結論を出して、炉の運転許可、ライセンス・フォア・オペレーター

ジョンが与えられる、こういう建前になっておるのであります。従いまして、そういう建前をずっと見てみますと、日本におきます規制法による審査と少し違つてはおるわけでございますが、趣旨においては、大体合つていふことも考えられるわけでございます。と申しますのは、わが国におきましては、最初に総理大臣の設置の許可といふものを発行いたしまして、そのときに、基本的計画が安全を確保し得るかいなかを調べまして許可を与える、その次に設計、工事方法の認可という段階がございます。そこでは、やはり詳細なる設計資料に基づきまして審査をするわけでございます。最初の許可のとき基本的計画に沿つて行なわれていくかどうかを確認をして、設計及び工事方法の認可という処分がなされる、その後、やはり検査という段階がございます。初めて運転が許される、こういうことになっております点において、それぞれの形式上、若干違つたところがございますが、実質においては、大体これはクロスボンドしておると考えていいのではないかと思います。

次に、十六ページ、十七ページにございまして、さらに具体的に、申請書の内容をどういふように調べていくかというふうなことが、やや例示的に書いてございまして、これは省略いたしまして、二十五ページのAECの安全審査、あるいは許可認可行政事務を担当する組織がどうなつていふかというところを申し上げてみたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、その主体は許可規制部、ディビジョン・オブ・ライセンシング・レギュレーションが担当するわけでございますが、これは組織図の上でどういふことになつていふかと申しますと、付録Iとしてしまつて折り込みの機構図がございまして、これをちょっとごらんになつていただきます。AEC機構図で、まんなの一番上にザ・コミッションといふものがあります。これが原子力委員会でございます。その中のディビジョンと申します。AECは日本の原子力委員会と若干違ひまして、御承知のように、行政委員会的な性格を持つておるわけでございます。その下部機構といたしましていろいろなディビジョン、プランチがございまして、三段目の欄の左から三番目を見ていただきますとディビジョン・オブ・ライセンシング・レギュレーション・オブ・インスペクション、これが先ほど申し上げました検査部でございます。それで、実は、このディビジョン・オブ・ライセンシング・アンド・レギュレーションというものは、もとは民間原子炉応用部というふうなところで一括やられていた業務を分けて独立させたものでございまして、その要請は、要するに、原子炉開発のプロモーションとレギュレーション、規制といふものを一緒にしたやうなものはどうもよくないではないかという批判にこたへまして、民間原子炉応用部といふところと両方の業務をやつていたものを二つに分けて、その一つは、今の左から四つ目に書いてございましてアシスタント・ゼネラル・フォア・リサーチ・アンド・インダストリアル・デ

ベロップメントといふところでデベロップの方を担当し、それから規制の方は、今申し上げました規制部に独立させる、こういう経緯になつておるわけでございます。その規制部で、先ほど申し上げましたような原子炉の許可可業務、それに関連する安全審査といふものをやることになつております。それで、二十六ページ、二十七ページにございまして、この部は、全体で六つの課と一室、一室からできておる。その中心をなすものは許可課、ライセンシング・プランチ、それから三十一ページにありますが災害評価課、ハザード・エバリュエーション・プランチ、それから三十四ページにございまして放射線安全課、ラジエーション・セーフティ・プランチといふようなものからできておる。総人数が約百十名でございます。このハザード・エバリュエーション・プランチ、災害評価課といふのは、あとで申し上げます安全諮問委員会とタイアップいたしまして、AEC事務局としての安全評価をやつておるスタッフが集まつておる所でございます。初め、一九五四年原子力法の改正以前は、災害評価課に相当するプランチはございまして、一にアドバイザリー・コミティ、安全諮問委員会だけにたよつていたものでございまして、民間の原子炉がどんどんふえてくるといふ実態に即しまして、AECの事務局自身で、みずから審査を進める態勢を強化しなければならぬという必要を感じまして、この課が新設された、こういう経緯になつておるわけでございます。このことが三十三ページのところにあります。

それから検査部でございますが、検査部の方は、お手元の資料でいいますと三十七ページのところから書いてございまして、この総人数は約三十名でございます。原子炉の検査に当たつておるが、この検査のやり方といふことは、コンベンショナルな部分分は、できるだけ従来の方式にのっとりまして、保険会社や溶接協会、そういったところから委任をしていくのが多いようでございます。この部では、特に原子炉に特有なところ、すなわち、安全に大切な制御と安全装置といふようなところに重点を置いて行なつておるわけでございます。で、上がったものにつきますと、大体年一回程度は定期検査的なことを行なつておるようでございます。以上がAECの事務局内の機構でございますが、次に、先ほど来申し上げておりました原子炉安全諮問委員会のことにつきまして、第四章に書いてございまして、御説明を申し上げます。先ほどの機構図で申し上げますと、一番上の一番左にアドバイザリー・コミティ・オブ・オン・リアクター・セーフティと書いてございまして、これでございまして。そのほかにもアドバイザリー・コミティといふのは、そこには書いてありますようにゼネラル・アドバイザリー・コミティ・ミタリ・ア・リ・エーション・コミティといふやうな機関が原子力法に基づいて設置されておるわけでございます。しかし、現在の形にございまして、四十三ページ以下に書いてございまして、最初は、一九四七年に

におきましては、わが国の原子炉施設法に相当する原子炉施設法というのができまして、だんだんに許認可の法的体制が備わってきておるようでございますので、安全審査等につきましても体制がだんだんに確立されていくのではないかと考えておるわけでございますが、これら最近の動向につきましては、たまたま、現在、生産性本部の調査団といたしまして、安全性の調査を目的とするチームが欧米を回っておりますので、帰られれば新しい情報が入りております。最近できました原子炉施設法によりまして、やはり、原子炉の設置につきましては国の許可を要するということになっておるわけでございますが、その主務大臣としては、動力大臣が担当するということになっておるようであります。

それから、西ドイツにつきましても、やはり同様、最近原子力の平和的利用及びその危険の防護に関する法律というものが出ておるわけでございますが、それにつきまして見ましても、やはり原子炉の設置は許可を要するということになっておるわけでございます。その行政処分の責任箇所というしましては、州政府の定める最高州公庁の権限ということになっておりまして、州の方に委任されているというように見ておるわけであります。西ドイツにおきます具体的な原子炉の輸入等につきましては、も今までのところ、はっきり何っておりませんが、先ほど申し上げました安全調査団等が帰られれば、あるいは最近のもっと新しい実績がわかるかと期待しております。

きわめて大ざっぱでございますが、私の説明を終わります。

○村瀬委員長 質疑の通告がありますので、この際、これを許します。岡良一君。

○岡委員 主たる資料は、アメリカの安全審査機構についてでございますので、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

特に、私どもが各国の安全審査機構に対して重大な関心を払うべきだと信じておりますゆえには、申し上げるまでもなく、今度の国会でも、あるいは原子力災害補償法、また、原子力施設周辺整備法、あるいは放射線障害防止法、すべて原子力の安全性と不可分な法案が予定されておりますので、おくれた日本においての安全審査機構が今日までのようなあり方ではたしていかどうかということが、これら法案を審議する場合における大きな前提になる、こういうことで、きょうは、特にその方面の情報を求めたわけでございます。実は、中曽根原子力委員長にも御出席を願って、御報告を中心に、日本の現在の安全審査機構について、今後さらにどういふふうなことを充実させるべきかというふうなことに、ついての御所見も、隔意なくこの委員会に、ただしたいと思つておつたのでございますが、所用がある趣でございますので、私は、たまたま兼重委員の御出席をいただきましたので、一応問題点だけを取り上げてみたいと思ひます。それが問題点になるのかどうかというところでございますが、今の御報告を聞きまして一つの問題点と申します

のは、日本では、内閣総理大臣が原子力の設置を許可することに規制法ではなつておる。アメリカの場合は、一応建設の認可は与える、しかし、現在の技術水準では、それが安全であるかどうかということについては、まだ十分の確信が得られないのであるから、次々建設を進めながら、その過程において、次々といふいろいろな問題についてその安全性を確かめ、そのつど、また原子力委員会等に申請をしながら、最終的に、いわばハザード・レポートといふものが出て、これに対する同意を与える、あるいは承認するという形で運転許可、ライセンス・フォア・オペレーションを与えるということになると、日本の場合と若干その取り扱いが違つていふように思ひますが、その点、御所見があつたら伺ひたい。

○藤波説明員 ただいまの御質問、先ほどの私の御説明と関連があるわけでございますが、おっしゃる通り、アメリカと日本では、建設の申請書が出てから運転の許可までのやり方が違つておるわけでございます。これは先ほど申し上げましたように、考え方に、おきましては、アメリカにおける建設の認可という段階が、日本における建設の認可という段階に相当し、それから、アメリカにおけるその後の追加使用の検討の段階が、日本における場合の設計の認可、工事方法の認可という段階に大体コレスポンドする。それから、検査の段階は完全に今一致している。最後に、日本の場合は、保安規定の認可というのがあり、さらに、手続としては、主任技術者の選任の届出とか、運転計画の届出とかいふことになつて、それが完結すれば、自動的に運転をしてもよろしい、あらためて許可書の発行ということなしに運転してよろしいという段階になるわけであり、従ひまして、アメリカでやること、日本でやることの全体を通覧してみれば、合つていふところが多いかと思ひますが、その場合、アメリカの場合は、最初の段階で、相当程度問題点がまだ解明されない点が残つていふ場合でも、早目に踏み切つて建設に着手させることを認めるという態度をとつておられますので、相当途中における変更その他もあるやうでございますし、それから最後の段階にきて、建設が終わつてからオペレーション・ライセンスが出るまでの間にも、相当手回取つていふ場合もあるやうでございます。わが国の場合には、できるだけ最初の段階に、基本的には安全性が確保できる計画であるかどうかを確認して、そういう上では、やはり全体計画として、そういうタイプの炉をそういう場所に置くことについては許可をする、そしてあとは、その線に沿つて設計ができておるかというところを、設計の認可あるいは検査の段階で確認をして、最初の許可処分を補完するといふ建前をとつておるわけであり、その場合に、御指摘のように、原子力はまだ全体として開発段階、進歩段階における技術でございますので、途中において相当変更といふことも予想される。そういう場合には、日本の場合は、それが大きな変更、すなわち、最初の許可の段階で考えられた基本的な線と相当変わつてくるといふやうなときは、あらためて変更の申請という手続をとることになつ

ておる。その場合は、最初の段階にリターン・バックする、そして、最初からまた審査をやつて、その変更計画の許可という段階を通過していく、こういう工合に考えておるわけでございます。

それから、なお、これらの点につきましては、アメリカ内部でもいろいろ議論があるやうでございますが、昨年十一月三日に、アメリカのフォーラムでマッコーン原子力委員長が話をされた内容等を見ましても、最初に、許可になるかならぬかわからない形で建設認可の段階に踏み込んでいって、最後に、設備ができてから、あらためて審査をしてやるという方式が必ずしもい

いかどうかという点について、いろいろ議論があることに對する反省をしなればならぬといふやうな意味にとれる発言もあつたやうでございます。問題点の一つであらうと思ひます。

○岡委員 しかし、内閣総理大臣が設置の許可を与えるといふことになれば、一応包括的には運転の許可も含んでいふものと考えられる。もちろん、さて、運転をいよいよ始めるまでの間には、今申されたように、三段階、四段階のいろいろの検査があるといふことも、結局、認められるといふ大きな前提ができてくる。その上で、今度はいろいろの細目についての認可を与えるといふことになる。アメリカでは、最初は予備的な災害報告があり、これを検討する、その後、新しい技術に基づき安全保障の体制がとられて最終的な災害報告書ができる、その報告書を受当と認めて、そこで初めて運転の許可を与える。そういうことで、手続上からいへば、やはり趣は大き

く違つてゐるんじゃないか、こういう感じがするのですが、いかがですか。

○藤波説明員 事実上から申し上げます。これはやはり、国の全体の立法技術と申しますか、立法の考え方にも関係することとも考えるわけでございます。必要があれば、その運用の面で万全を期するといふことより仕方がないことではないかという感じもいたしております。

○岡委員 兼重委員、いかがですか。

○藤波説明員 ただいまの問題につきまして、私は、アメリカにおけるやり方を一から十までよく知つておるわけではございませんから、この点が同じであります。この点が違ひますといふふうに申し上げることはできませんが、日本でも、許可を与えるときには、そのときにわかつておられます範囲で、大丈夫という見込みがついたものについて許可を与える。けれども、その後の設計の進行その他の上で、どうしても安全が確保できないというやうな事実が現われれば、やはり運転は許可することができないと思つておりますから、そういう意味では、初めに許可を与えたことが、同時に運転の許可を与えたのも同然であるといふふうには考えておりません。実際問題として、そういうことが起こつては非常に遺憾なことでございますから、そういうことが起こらないことを期待しておりますが、趣旨としては、決して初めの許可というものが、あと、どのようなことがあつても運転が許可されるということとを意味してはいないと思ひしております。

○岡委員 そうしますと、たとえば、民間会社にかなり大規模な実用炉の設置の許可を与える、そこで、外国のメーカーとの間にいろいろな契約を結び、金銭の授受もある、そうして、さて、やってみたら、ところが、そこに大きな技術上の手違いがあつて、安全性が保証され得ないという状況になつた、その場合には、問題が二つあると私は思うのですが、その場合に、原子力委員会とすれば、この運転は許可しないということでございますね。

○兼重説明員 今、どういふような場合を仮定して御質問になりましたか、そこがよくわからないのであります。が、実際にできましたものの検査とか、あるいはそのときの資料によつて、今まで出された災害対策書というふうなものが全然意味をなさないうふうなものであれば、これは運転の許可がでないものと考えております。しかし、そのときに違つておつても、おそらくは、現在よりも一そう改善され、より安全になつたような、そういう変更があるとなれば、その変更も非常に大きな変更であり、たとえば、今お話しに出ました日本原子力発電株式会社が設置しようとしております、炉における燃料が中空であるけれども、それを今後中空でない、詰まつたものに變更するといふような場合には、その變更する理由は、その方がより安全であるからといふ立場からであると思ひますが、これはかなり大きな変更でありますから、そういう場合には、あらためて審査をし直すことになつております。従つて、その變更の程度によつて、審査をしないで済ませる場合もあるかも知れません。その辺は、それで

はどれだけの變更であればこうする、どれだけの變更であればしないということ、今ここで簡単に御説明できるようなふうに私は考えておりませんけれども、精神において、安全の確保ということがはつきりしておれば問題はないと思つております。

○岡委員 私は、原則的な問題について、原則的な御方針を承りたいと思つておつたのですが、今の燃料の問題であります。この中空燃料についての疑義がかなり広がつてきておるやうな情報も聞いております。これは具体的に、やはり原子力発電株式会社では中空燃料から中実燃料への転換ということが日程に上つておるのではございせんか。

○兼重説明員 私のお答えを具体的に、おわかりいただくように今例に申し上げましたそのことは、今の御質問を引き起こすやうなことは何も含んでおらないわけでありまして、従つて、今お答えするといひましたけれども、私は何も知りませんけれども、そういうことはないと信じております。

○岡委員 中曾根原子力委員長もお見えになりましたので、重ねてお聞きをいたしますが、今のアメリカの原子炉許可についてのやり方と、日本の場合とに若干相違がある。それで、原子炉の安全性の問題は、今後御提出が予定されておる原子力施設周辺整備なり、放射線障害防止なり、また、原子力災害補償などの諸法案の大前提にもなりますので、でき得る限り、原子炉の安全性については、国会も国民も納得のいく措置が講ぜられたといふ。それには、各国では一体その安全審査をどういふ機構でやつておるかとい

うことをまず勉強しようといふので、わざわざきょう専門家において願つたわけでありまして。

そこで、先般、私も若干お尋ねをいたしました。御存じのように、小型の教育用、訓練用の原子炉さへも、やはり地元の不安心といふか、懸念といふか、そういうものから、いまだに敷地の選定も不可能な状態になつておる。こういうことも、やはり大型の実用炉の導入に際しての大きな批判、また、学界の批判に対し、原子力委員会としては、率直なところ、きわめて強引に一方的な決定をされたといふやうなことに對する国民の疑義が、小型原子炉設置にさへも、その敷地の選定でやはり難渋を來たしておる大きな原因の一つではないか、こう考えられますので、安全審査については、ぜひとも、そういう経験にかんがみても、私は、厳正な、權威ある結論を出すやうな御努力をお願いしたいといふ気持ちを持つておるわけですが。

そこで、第一の問題として、ごく原則的に、内閣総理大臣が民間会社の大型炉について設置の許可を与えるといふことになると、やはりほかの人と違つて、総理大臣が許可を与えますので、そのウェイトからいへば、実質的には運転の許可をも包括しておる。そこで、いざ、でき上がつて、完成を見るまでの間にはいろいろな検査を施行せられる。これは当然なことではございますが、その結果として、運転をするといふことになる。アメリカの場合には、まだまだ原子炉の安全性については、技術的に確かな保証がないが、月とともに、年とともに進んでいくものであるから、そのつど、進んだ技術水準

に照らし合せて、安全性についてさらに念を入れなければならぬ、最終的には、災害レポートといふやうなものをして、これを検討して、いよいよ運転をしてもいいぞという許可を与える。ここが日本の場合と若干取り扱いが違つてゐる。それが一つの問題点ではないか、こういうことを今お尋ねしておるのでございますが、それだけに、当初の設置許可は、この法がある限りは、慎重の上にも慎重を要するといふことを申し上げておつたわけですが。

これは、まあ、これといひましたし、それでは、コールドホールといふお話が出ましたから、コールドホールについて申し上げますと、いろいろな問題点が残されておつたわけでございますが、この問題点の安全性については、今後新しい事実が起つたときに、だれが審査するかということですが。

○中曾根國務大臣 原子炉設置の安全性の検討、設置許可の際のいろいろな手続等につきましては、今、矢木さんや福田さんも調査団として外国を回つておりますので、それらの人々が歸つて参りましたら、その意見も聞きまして、もし必要があれば、現在のやり方に適當なる改善策を講じたいと思ひます。われわれといひましたは、慎重の上にも慎重を期しまして、あやまちなきを期する必要があると思ひますので、ただいまの手続につきましては、さらに再検討を加えていきたいと思ひます。

それから、コールドホールやその他の炉に、もし、多少事故でも起きた場合は、原子力委員会においてこれを一

応検討いたしますが、いずれその際は、専門の調査委員会などを作りまして、専門家の判定を待つて原子力委員会が判断する、そういうことになるだらうと思ひます。

○岡委員 設計の變更については、軽重いろいろあるかと思ひます。そこで、先ほど兼重委員からもお話がありました。たとえば、燃料を中空燃料から中実燃料にするといふやうなことは、炉の安全性に關して重大な問題だ、こういう場合には、やはり安全審査部会が審査をする、こういうことになるのでございせんか。

○中曾根國務大臣 設計變更につきましては、今まで審査していた安全審査部会が設計變更の申請書をもう一回点検する、そういうことになるだらうと思ひます。

○岡委員 これは、藤波さんにもあわせてお尋ねをしますが、アメリカでは、今、お説のように、いわゆる原子炉安全諮問委員会といふものがある。この諮問委員は、AECの任命するところではあるが、しかし、かなり独立機関として事実上審査に従事しておるということでございます。日本の原子力委員会の下部機構としての安全審査部会とアメリカの原子炉安全諮問委員会とは、いわば、その機能においてどの程度の差違があるか、この点を、さらに具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○藤波説明員 全体の組織、それからメンバーの構成等から見ますと、ほとんど日本の原子炉安全審査部会と同じ構想でできており、大体同じ実態を備えておると私は考えます。審査のやり方につきましては、先ほど触れまし

たが、やはり諮問を受けたものについて審査をして助言をする、これも同様でございます。それから、あらゆるものの炉を調べるかどうかにつきましては、日本の場合は、現在は、すべての炉を諮問いたしております。規制法に基づきまして原子力委員会の意見を聞いて、これを尊重しなければならぬというのをきめて、さらに、それを安全審査部にその委員会から諮問するという形でやっております。アメリカの方は、先ほど申し上げましたように、大きな炉だけに限っております。あるいは新しく開発されるタイプの炉だけに限っております。それからAEC事務局とアドバイザリー・コミティとの関係は、アメリカの場合は、AEC事務局自身に相当のスタッフを持っておりまして、百人くらいスタッフを持って独自の審査をし、ある程度の意見もまとめて、それと並行してアドバイザリー・コミティの方では、アドバイザリー・コミティとしての審査をやるという両建てになっておる。その間、両者との討論のステップを踏んでおるようでございます。それから答申の結果の尊重のあれにつきましては、アメリカの場合は、必ずしもそのまま全部がAECの許可と同一方向をとったかという点、例外的ではありませんが、御承知のデトロイトの高速炉の場合には、アドバイザリー・コミティの方で若干問題としたものをAEC側において建設許可に踏み切ったという例はあると思ひます。

には原子炉立地問題諮問委員会という形のものに別設けられた。これもやはりハンフオードの原子炉施設の対岸の地主たちが、原子炉の安全の問題で騒ぎ出したことが大きな動機となつてこういうものが設けられた。こういうものが一本にまとまつたのが一九五三年の原子炉安全諮問委員会。しかも、今、御指摘の高速中性子炉の問題で、AECは強引に許可をした。ところが、安全諮問委員会としては大きな疑義を提出した。そこで両院合同原子力委員会に強い要望によつて、ここに初めて原子力法を改正して、原子炉安全諮問委員会というものが法制化された。法二十九条。常設ではないとしても、原子力委員長の任命によつて、しかも、実際の運営を見ると、やはりAECのスタッフは申請者を指導して、申請書の内容を整備充実させ、問題点を整理し、意見を付し、そこで、その意見を付した申請書を原子炉安全諮問委員会に回す。原子炉安全諮問委員会は、今日となれば法律が改正され、十五名以内のメンバーよりなる下部スタッフがあり、専門スタッフがあり、すなから、これはやはり相当必要な給与を受けて、そして、今度は、あらためて独自の立場からこの安全性についての議論をやる。その場合、AECは、もちろんAECとしてこの討論にも参加し得る道が残されておるわけですね。そうしますと、今の原子炉安全諮問委員会と、日本の安全審査部会というものと原子力委員会との関係は、やはり違ひのじゃないですか。第一、そういう形で、アメリカ原子力法にお

てそういう人数、給与等が規定されておる。事実、その発展の歴史を見て、安全性についての疑義が出るつど強化され、発展をして、原子力法の改正でそういう機関を置くこととなつておる。法に基づいて、これが機能的にも、AECとの間の問題については十分対等の立場で討論をする、そして最終的には、独自の意見を出して、その独自の意見がいられなかつたときには、AECがこれを強引にやつたのが国会の問題になつて、原子力法の改正になつたという事象がある。これは権威あるものです。その点、日本の原子力安全審査部会というのは、たとへば、この安全の決定に対しては責任を持たないといつて、有力なメンバーが脱落しております。原子力委員会は、そういうことは馬耳東風で、よろしいといつてきめてしまふやう方、これと違ひと思ふ。少なくとも、運営においても民主的であり、あるいは原子炉安全諮問委員会そのものの権威が、アメリカと日本では非常に違つておる。こういう点は、今後の原子炉の安全審査の場合、アメリカから炉だけを入れるのじゃなくて、安全についての責任体制を大いに学ぶ必要がある。これはアメリカだけではございませぬ。英国、西ドイツ等もどういふうになつておるか、具体的に十分御調査の上において、今後の日本の原子力開発のスムーズな発展のために、一十分学ぶ必要がある、こう思ふのです。中曾根委員長も若干触れられました。この機会に重ねて御所信を承つておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 日本は法制上におきましては、原子力政策の審議決定というものは原子力委員会に帰属させてありまして、集中した機関が責任を持つて処置するといふことは、やはり正しいと思ひます。従ひまして、最終の決定権というものは、あくまで原子力委員会に確保されるべきものだと思いますが、そこへ出てくるいろいろな議論というものは、非常に多岐な、専門的な、えぐつた議論が出てくること望ましいと思ひます。従ひまして、調査団の諸君が帰りましたらよく話も聞かしまして、もし必要ならば、改善策を講じてみる所存であります。

○岡委員 そこで、この原子炉の設置許可について、この委員会が、規制法のとときに、公聴会を開いて民主的に決定しろといふことを決議したわけですね。そこで、なるほど公聴会を七月三十一日に開きました。この公聴会のあり方にしても、たとへば、原子炉安全審査部会の中間報告が二十九日に出ておる。しかも、それは中間報告、ところが、今、御説明のアメリカの場合、公聴会を開くがためには、初めは十五日の間、原子力委員会が設置の認可申請書類は全部これを公告、周知せしめる。ところが十五日では足りない、検討ができないからといふので、最近三十日間公告せしめる、その上で、申請書について十分検討を加えた公述人によつて公聴会を開く。日本では、最終の報告書は、全然公聴会を開かない、中間報告、しかも、重要な点においてはイントロダクション・マークをつけたような中間報告を出してから二日目に公聴会を開いておるといふことは、これは公聴会の意味がない。少なくとも、その公聴会は、最終的な報告について十分検討し得るような時間的余裕をまず与えるといふことが、この公聴会といふものが、ほんとうに実のある公聴会として、權威ある公聴会たり得るます第一の前提でなければならぬと私は思ふのです。こういう点も、ぜひ一つ教訓的に、今後の公聴会のあり方については重要な参考にしていただかねばならぬと私は思ふのでございまして、この点、原子力委員長のお考えはいかがでしよう。

○中曾根国務大臣 御意見はごもっともであると思ひますので、調査団が帰りましたらいろいろ意見を聞きまして、必要あらば改善を加えるつもりでございます。

○岡委員 それから公聴会なり、あるいは安全審査部会に対する資料の公開の問題でございます。公聴会においても、御存じの通り、たとへば、ある東大の教授は、原子力発電会社に行つて、いわゆる緊急被曝時における線量、その線量の許容値をどう見ておるかといふような、一番必要な問題点についても明確な資料をもらへなかつた。私は想像で申し上げる、間接的に入つた情報で申し上げるというやうなことを言つておられる。そういうやうな状態でございます。安全審査部会においても、やはりある委員の委員会における御発言の中で、商業上の秘密という理由であつたといふことでございます。が、事実上、やはり十分なる資料が得られなかつたといふことが、この安全性に対する審査の結果について責任を持つてない理由の一つにあげておられる。ところが、アメリカの場合は、公聴会における公述人に提供する資料については、こういうことが書いてある。要するに、この文書の内容を公開するこ

とが公共のために必要とされない、かえって利害関係人の利益に反する可能性のある場合——おそらく、この中には商業上の秘密ということも含まれておると思う。この場合には、公衆の関心と供することは差し控えることができる。しかし、今度は逆に、たとえ利害関係人の利益に反しても、公共の利益に必要あるものであれば、軍事的な機密を除いては公表するという原則が立てられておる。公聴会が公述人をして十分に検討せしめ、責任の持てる意見を言っていたに足る時間的余裕と同時に、何と申しまして、その意見の前提となるものは資料の公開である。ところが、商業上の秘密とかいうような理由のもとに、結果的には、その公述人としては責任ある公述ができな、また、責任ある態度を持つて安全審査部会の審査に加わることができない、こういうことであつてはならないと思ふのです。この点も、今後の公聴会、あるいはまた、安全審査部会の運営にあつては、十分に責任を持つて善処していただかねばなるまいと私は存じます。この点についての原子力委員長のお所信はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 コールダーホールがの場合は、初めてのことでございまして、いろいろ時間的なこともございしましたが、今度の問題につきましては、できるだけ慎重にいたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○岡委員 それから、例の審査部会の参考人としてここへ出てきていただいた場合も言っておられたことでございしますが、審査基準がない、審査基準と

いうものをせび作つてもらいたいという意見が非常にありました。今、日本の独力でもって審査基準を作るということは、いろいろ技術的な問題点もございまして、いろいろ、しかし、一方から考えると、何しろ、アメリカの原子炉と違って、非常に人口の稠密なところに集中的に原子炉を置くというふうな方針をとられておること、ございまして、あるいは行く行くは大形の原子炉もあちこちにできることも考えられますので、やはり、そういう場合は、いわゆる中曾根長官の御抱負である原子力施設の周辺整備と申しますか、こういう基準の設定というところが非常に重要な問題だと私は思つておるのでございますが、これについては今後の国会にお出しになるおつもりでございますか。

○中曾根国務大臣 審査基準につきましては、許容量とかその他の問題について、国際的にもまだ非常に不安定でありますので、日本だけが独断で先にきめるということは、また危険を冒すおそれないとは言えません。従いまして、現在では、やはりケース・バイ・ケースでやっていくべきで、抽象的に、一般的にきめることは不適当であると私は思ひます。

それから、もう一つの原子力施設周辺整備法は、今一生懸命努力をしておりますが、できるだけ今国会に間に合わせるようにいたしたいと思つております。

○岡委員 このいただきました資料を見ると、アメリカでも、ようやく原子力委員会が本腰を入れて原子炉設置のためのものもろの基準の設定に本気で取りかかってきた。これまでのいろいろ

ろな手引きのようなものを整理して、一本の基準を設定しようという方向に努力を向けられてきておるといふこと、でございます。私は、特に日本の原子炉の開発のためには、一つでも原子炉を設置したいと思ひます。そのためには、やはり何と申しまして、基準の設定といふことで安全審査部会も一つのよりどころを持つて、そうして、この機能を果たしていただけるよう、なます大きなスタート・ラインとしての基準設定について御努力をお願いしたいと思います。

いろいろ申し上げたいこともございしますけれども、あとに譲りまして、きょうはこれで終わります。

○村瀬委員長 他に御質疑がなければ、この程度とし、次会は来たる八日午前十時半より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

昭和三十五年三月九日印刷

昭和三十五年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局